

湯沢市地域おこし協力隊募集要領

地域外からの人材や新たな発想・能力を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持及び強化に資するため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集する。

1 募集人数

地域おこし協力隊 1名

2 募集条件【以下のすべてに該当する方】

- ① 年齢が満20歳以上の方。（令和6年1月1日現在）
- ② 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域等を除く）に居住しており、採用後に湯沢市に住民登録を移し、移住できる方。
- ③ 心身ともに健康で、地域になじみ、地域住民と協力しながら地域活動に取り組める方。
- ④ 普通自動車免許証を取得している方。
- ⑤ パソコン（ワード、エクセルやインターネットなど）の一般的な操作が可能で日常的に利用している方。

3 活動内容

地域おこし協力隊は、次に掲げる活動を行う。なお、活動の詳細は、採用後、市と協議のうえ決定する。

- ① 世代を超えた地域内でのeスポーツの普及及び自身のeスポーツスキル向上
- ② eスポーツを通じた湯沢市の情報発信
- ③ 中心商店街へのeスポーツ拠点整備に向けた計画策定
- ④ eスポーツ関連イベント（大会等）の開催
- ⑤ その他、地域の活性化に役立てる活動

4 任用形態

湯沢市地域おこし協力隊として、湯沢市長が委嘱する。（市との雇用関係なし）

5 活動場所

湯沢市役所本庁舎（産業振興部商工課内）

※ほか地域おこし協力隊としての活動に関連する場所（湯沢市中心商店街等）

6 任期

委嘱の日から令和7年3月31日までとする。なお、次年度の委嘱に関しては双方協議の上、決定するものとし、委嘱の最長期間は3年とする。

7 活動時間

原則、月曜日から金曜日までの週5日、午前8時30分から午後5時15分まで

8 待遇

報償費及び健康保険等の条件は次のとおりとする。ただし、地域おこし協力隊は市の委嘱を受け、その活動の対価として、報償費の支給を受けるものとし、市との雇用契約は存在しない。

- ① 月額240,000円の報償費を支給する。
- ② 雇用契約は存在しないため、所得税、市民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは本人が納めるものとする。
- ③ 住居費用は、湯沢市職員の住居手当に準じて計算した額を、報償費と合せて支給する。
- ④ 活動及び研修費の一部を支給する。（予算の範囲内）

9 応募方法、審査方法、結果のお知らせ

① 応募方法

別紙「湯沢市地域おこし協力隊応募用紙」に必要事項を記入し、湯沢市産業振興部商工課にEメール、郵送又は持参すること。

② 応募書類

以下の2点を「湯沢市地域おこし協力隊応募用紙」と併せて、湯沢市産業振興部商工課にEメール、郵送（書留）又は持参により提出する。

(1) 住民票の写し（申込前3か月以内に取得したもの）

※都市部に居住しているかどうかを確認するため

(2) 運転免許証の写し

※提出書類に不備があるものは受付できない場合があります。（土・日・祝日は受付不可）
また、提出書類は返却不可。

③ 審査方法

書類審査及び面接審査を実施する。

④ 結果のお知らせ

応募締切後、概ね10日程度で書類審査を行い不採用または面接審査の実施について結果を通知する。面接審査の日程については後日湯沢市から連絡する。

10 募集期間

令和6年1月17日（水）から期限を定めず随時募集する。

なお、適当と思われる採用候補者がいなかった場合は採用を行わず、募集を継続し、都度審査の上採用候補者を決定する。

申し込み・お問い合わせ先

湯沢市産業振興部商工課（地域おこし協力隊担当）

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-55-8186 FAX0183-79-5057

E-mail shoko-rosei-gr@city.yuzawa.lg.jp